

京都市子ども・子育て会議条例(平成25年6月12日京都市条例第 6 号)(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)

子ども・子育て支援法の一部の施行及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例で設置することとされた合議制の機関として、京都市子ども・子育て会議を設置することとしました。

この条例は、平成25年6月12日から施行することとしました。

京都市子ども・子育て会議条例を公布する。

平成25年6月12日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 6 号

京都市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、京都市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

- (1) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条
- (2) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条第1項

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は，委員30人以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか，市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は，委員の互選により定める。
- 3 会長は，子ども・子育て会議を代表し，会務を総理する。
- 4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは，あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代

理する。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 第2条第2項の規定は、臨時委員について準用する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特別の事項について会議を開き 議決を行うときは、前2項の規定の適用については、当該事項に係る臨時委員は、委員とみなす。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とすることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の子ども・子育て会議は、市長が招集する。

3 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における第1条第1号の規定の適用については、同号中「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）